

香川県青少年保護育成条例施行規則

改正

- 昭和二十七年九月一日 規則第三十七号
- 昭和三十八年三月二十三日 規則第十一号
- 昭和四十一年五月七日 規則第三十六号
- 昭和五十二年十一月十一日 規則第四十七号
- 昭和五十五年四月十七日 規則第三十一号
- 昭和六十年三月三十日 規則第十三号
- 平成二年十二月十九日 規則第五十三号
- 平成四年四月十日 規則第四十号
- 平成六年八月一日 規則第四十一号
- 平成八年十月十五日 規則第五十七号
- 平成十一年三月二十六日 規則第七号
- 平成十四年三月二十九日 規則第十九号
- 平成十七年三月四日 規則第四号
- 平成十七年三月二十九日 規則第二十号
- 平成十九年三月三十日 規則第三十五号
- 平成十九年十二月二十五日 規則第一〇二号
- 平成二十年三月二十八日 規則第二十二号

第一条 香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第十二号。以下「条例」という。)第七条第四項の規定による掲示は第一号様式により場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

一部改正(昭和四十一年規則三十六号)
 第二条 条例第七條第五項ただし書の規定により許可を受けようとする者は第二号様式により申請しなければならない。

一部改正(昭和四十一年規則三十六号)
 第三条 条例第八條第一項第一号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- ア 全裸、半裸又はこれらに類する状態での次のいずれかに該当する著しく性的感情を刺激する姿態
- イ 大たい部を開いた姿態
- ウ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- エ 排せつを行う姿態
- オ 緊縛された姿態
- カ 次のいずれかに該当する性的な行為
- キ 愛び(全裸、半裸又はこれらに類する状態で行うものに限る。)
- ク 性交又はこれに類する行為
- コ 自慰
- カ 強姦又はこれに類する行為

全部改正(平成八年規則五十七号)
 第四条 条例第八條第五項に規定する規則で定める方法は、次の各号(同条第一項第三号)に該当して有害図書等とされたものについては、第一号又は第五号)のいずれかによるものとする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (二) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列すること。
- (三) 有害図書等から十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に有害図書等を陳列すること。
- (四) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に有害図書等を陳列すること。
- (五) 背表紙のみが見えるようにして有害図書等を陳列すること。
- (六) 前各号に掲げる陳列方法をとることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして有害図書等を陳列すること。

追加(平成十七年規則二十号)
 第五条 条例第八條の二第一項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次に掲げるものとする。

- (一) 性を模した形状
 - (二) 人を模した形状
 - (三) 男性の性器を包み込む構造
 - (四) 女性の性器に挿入する構造
- 全部改正(平成八年規則五十七号)、一部改正(平成十七年規則二十号)
 第六条 条例第八條の三第一項第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (一) 特定自動販売機等を設置する者の電話番号
 - (二) 特定自動販売機等の種類
 - (三) 特定自動販売機等に収納する図書等又はがん具類等の種類
 - (四) 特定自動販売機等管理責任者の電話番号
 - (五) 特定自動販売機等の設置年月日
- 2 条例第八條の三第一項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書(第三号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第一号又は第二号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。
- (一) 特定自動販売機等を設置する者の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書)

(二) 特定自動販売機等管理責任者の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書)

- (三) 特定自動販売機等の設置場所の土地又は建物其他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
 - (四) 特定自動販売機等の設置場所付近の見取図
- 3 条例八條の三第二項又は第三項の規定による届出は、特定自動販売機等変更(廃止)届出書(第四号様式)により行わなければならない。
- 4 前項の届出書(特定自動販売機等の使用の廃止の届出に係るものを除く。)には、第二項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
- 追加(平成八年規則五十七号)、一部改正(平成十七年規則四号・二十号・二十年二十二号)

第七条 条例第八條の四に規定する規則で定める事項は、前条第一項第一号及び第四号に掲げる事項とする。

- 追加(平成八年規則五十七号)、一部改正(平成十七年規則二十号)
 第八条 条例第十條の二第二項第二号に規定する規則で定める方法による配布は、内容物が見えない封筒その他の物で青少年以外の者の氏名を受取人として記載したものには有害広告文書等を入れ、当該有害広告文書等を受取る人以外の者が容易に見ることができないように行う配布とする。
- 追加(平成八年規則五十七号)、一部改正(平成十七年規則二十号)
 第九条 条例第十條の二第二項第三号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定する専修学校(高等課程を有するものに限る。)
- (二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第七條第一項に規定する児童福祉施設(助産施設及び乳児院を除く。)
- (三) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の六第一項第一号に規定する職業能力開発校及び同項第四号に規定する職業能力開発促進センター
- (四) 前三号に掲げるもののほか、別表に掲げる施設

- 追加(平成八年規則五十七号)、一部改正(平成十四年規則十九号・十七年二十号・十九年三十五号・一〇二号)
 第十条 条例第十條の五第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (一) 利用カード自動販売機を設置する者の電話番号
- (二) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (三) 利用カード自動販売機の設置年月日

2 条例第十條の五第一項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書（第五号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第一号又は第二号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。

(一) 利用カード自動販売機を設置する者の住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書）

(二) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書）

(三) 利用カード自動販売機の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面

(四) 利用カード自動販売機の設置場所付近の見取図

3 条例第十條の五第二項又は第三項の規定による届出は、利用カード自動販売機変更（廃止）届出書（第六号様式）により行わなければならない。

4 前項の届出書（利用カード自動販売機の使用の廃止の届出に係るものを除く）には、第二項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

追加（平成八年規則五十七号）、一部改正（平成十四年規則十九号・十七年四号・二十年二十号）

前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

追加（平成八年規則五十七号）、一部改正（平成十四年規則十九号・十七年二十号）

第十二条 条例第十條の六第二項の規定による表示は、青少年に対するいん行その他の青少年の福祉を阻害する行為をした者は、条例により罰せられることがある旨を見やすいように記載することにより行わなければならない。

追加（平成八年規則五十七号）、一部改正（平成十四年規則十九号・十七年二十号）

第十三条 条例第十一條の規定による保護者等の申出は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を付して行わなければならない。

(一) 条例第七條第一項の措置 興行の名称、興行場の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所

(二) 条例第八條第二項の措置 図書等の名称、図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所

(三) 条例第八條第八項又は第九項の措置 図書等取扱業者の店舗の名称及び場所並びに有害図書等の陳列等の状況

(四) 条例第八條の二第二項の措置 がん具類等の名称、販売等を行う店舗の名称及び場所並びに有害と認められる具体的な箇所

(五) 条例第十條の措置 広告物の場所及び有害と認められる具体的な箇所

全部改正（昭和四十一年規則三十六号）、一部改正（昭和五十二年規則四十七号・五十五年三十一号・六十年十三号・平成八年五十七号・十四年十九号・十七年二十号）

第十四条 条例第十五條第三項第三号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(一) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボウリング又はアーチェリーを行わせるもの

(二) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

(三) 硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第一項第八号に規定するものを除く。）

2 条例第十五條第四項の規定による掲示は、第七号様式により場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

追加（昭和五十五年規則三十一号）、一部改正（昭和六十年規則十三号・平成二年五十三号・十四年十九号・十七年二十号）

第十五条 条例第十九條第四項に規定する証書は、第八号様式による。

一部改正（昭和四十一年規則三十六号・五十二年四十七号・五十五年三十一号・六十年十三号・平成八年五十七号・十四年十九号・十七年二十号）

附則（昭和三十八年三月二十三日規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十一年五月七日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第三条第四項の規定は、前項の届出書について準用する。

附則（昭和六十年三月三十日規則第十三号）

この規則は、昭和六十年四月十日から施行する。

附則（平成二年十二月十九日規則第五十三号）

この規則は、平成二年十二月二十九日から施行する。

附則（平成四年四月十日規則第四十号）

この規則は、平成四年四月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第六号様式による証書は、この規則の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、改正後の第六号様式による証書とみなす。

附則（平成六年八月一日規則第四十二号）

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附則（平成八年十月十五日規則第五十七号）

この規則は、平成九年一月十五日から施行する。

附則（平成十一年三月二十六日規則第七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。